

## 投資信託受益権の定時定額購入サービス取引規定

(規定の趣旨)

**第1条** この規定は、毎月、お客様からあらかじめご指定された日（以下「振替日」という）にお客様がご指定された投資信託受益権（以下「指定ファンド」という）を一定金額ずつ購入し続ける取引（以下「本取引」という）にかかる手続き等を規定するものです。

(本取引の申込みと成立)

**第2条** お客様は当行所定の方法により、本取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本取引を開始するものとします。

(本取引の変更または終了の申込)

**第3条** 本取引の変更または終了の申込みは、当行所定の方法により、当行に前回振替日の翌営業日から変更または終了を希望する振替日の2営業日前まで（1度も振替日を迎えていない場合は、初回振替日の2営業日前まで）にお申込みください。

(購入代金及び支払方法)

**第4条** 購入代金は、1,000円からお客様の希望により1円単位でご指定された一定金額とします。

2 購入代金は、毎月の振替指定日にあらかじめ指定された預金口座より口座振替にて引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しのいずれにもよらずに行います。

ただし、振替指定日の午前6時頃に、あらかじめ指定された預金口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が購入代金に満たない場合（総合口座の場合は貸越金が発生または増加する場合は、購入いたしません（再引落はいたしません））。

3 振替指定日が目論見書に記載の購入申込みを受付けしない日に該当する場合は、それ以降、当行営業日で最初に受付可能となる日を振替日とします。

4 災害、事変その他不可抗力により指定ファンドの買付けができない場合は当該月の振替を行わないものとします。

(指定ファンド)

**第5条** 指定ファンドは、当行が定める定時定額購入サービスの対象ファンドとします。

(購入方法及び所有権の移転)

**第6条** 当行は、お客様の申込金額に応じ、振替日を取得申込日として指定ファンドの累積投資約款所定の価額にて指定ファンドを購入し続け、本取引期間満了まで継続するものとします。

なお、第3条に定める方法以外では本取引期間内の購入の変更及び終了はできません。  
2 指定ファンドの所有権は購入と同時にお客様に移転します。

(取引及び残高の通知)

**第7条** 当行は本取引に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を取引残高報告書により行うものとします。

(本取引終了時の投資信託受益権の取扱い)

**第8条** 第3条に定めるとおり、お客様より、本取引終了希望日の2営業日前までに当行所定の方法によりお申込みいただくことにより、本取引は終了します。お客様が購入された投資信託受益権は別に定める投資信託累積投資約款及び投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき引き続き投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録します。

(本取引の解約)

**第9条** 本取引は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ② 本取引にかかる指定ファンドが償還されたとき

(規定の変更)

**第10条** 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(投資信託受益権振替決済口座管理規定の適用)

**第11条** この規定に定めのない事項については、当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託累積投資約款等により取り扱います。

以 上